

一般社団法人日本自己血輸血・周術期輸血学会 定款

2014年 12月 1日	法人成立
2019年 3月 7日	一部変更
2020年 8月 1日	一部変更
2025年 3月 28日	一部変更
2026年 1月 1日	一部変更
2026年 6月 11日	一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本自己血輸血・周術期輸血学会と称し、英文では、Japanese Society of Autologous Blood Transfusion と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自己血輸血に関する基礎的・臨床的研究を推進し、周術期の適正輸血の啓発、普及および安全性の向上をはかることにより社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年次学術総会の開催
- (2) 学会会誌「自己血輸血」(Japanese Journal of Autologous Blood Transfusion) の刊行
- (3) 自己血輸血に携わる医師、看護師などの育成と認定
- (4) この法人の目的を達成するために必要な講演会、講習会の開催
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び評議員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した医師、看護師などの医療従事者および研究者
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 購読会員 この法人の発行する学会会誌「自己血輸血」の購読のみを希望して入会した個人または団体

(4) 名誉会員 この法人および自己血輸血の普及と発展に関して多大な貢献があった者で、理事長が推薦し、理事会および社員総会で承認を得た者

(5) 功勞会員 この法人および自己血輸血の普及と発展に関して貢献があった者で、理事長が推薦し、理事会および社員総会で承認を得た者

2 この法人には、評議員おおむね30名以上100名以内を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員とする。

3 評議員は正会員の中から選出し、評議員を選出するために必要な事項は社員総会において定める細則による。

4 評議員の任期は、選任の日から2年後に次期の評議員が選任される時までとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴えを提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない。この場合には、当該評議員は、理事および監事の選任および解任ならびに定款変更について議決権を有しないこととする。

5 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

6 理事または監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員、団体会員または購読会員として入会しようとする者は、所定の会費を添えてこの法人の事務局に入会の申込みを行うものとする。

2 入会の認定は、理事会の承認を得たうえ行う。

(会費等)

第7条 正会員、団体会員および購読会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員および功労会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届をこの法人の事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき。

2 評議員である正会員は、前2条または前項で会員資格を喪失した際に、評議員の資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会費の滞納など未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

2 名誉会員および功労会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、議決には参加することはできない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (8) その他社員総会で議決するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は評議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員数の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併または事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 19 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(会員への報告)

第 21 条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に報告する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 3 名以上 17 名以内

監 事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長をもって法人法に定める代表理事とする。

3 理事のうち 1 名を副理事長、4 名以内を常務理事とし、副理事長および常務理事をもって法人法に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

4 役員の選出に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める細則による。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長および常務理事は、理事長を補佐し、その業務を執行するものとし、副理事長は、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔を開けて 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前二項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事または監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

3 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって解職することができる。

(顧問)

第 28 条 理事長は、理事会の議決を経て、理事経験者の中から若干名を顧問として委嘱することができる。

2 顧問は、理事会および社員総会に出席し、理事長の求めに応じて意見を述べることができる。ただし、議決には参加することはできない。

3 顧問の任期は、委嘱した理事長の任期内とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は、意見を述べなければならない。

4 学術総会会長（以下「総会長」という。）は、理事会に出席し、理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長および常務理事の選定または解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合につき、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた時はこのかぎりでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常務理事会)

第35条 この法人の業務執行の迅速な対応を図ることを目的とし、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、理事長、副理事長および常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととする。

第7章 学術総会

(学術総会)

第36条 この法人は、毎年、学術総会を開催し、総会長がこれを主宰する。

(総会長の選出、任期)

第37条 総会長は、評議員の互選により選出する。

- 2 総会長の任期は、担当する前年の学術総会終了の翌日から担当する学術総会最終日までとする。

第8章 委員会

(設置)

第38条 この法人に、この法人の行う事業を円滑に行うために各種委員会を置くことができる。

- 2 委員会は理事会の議決を経て設置するものとし、これを廃止する場合も同様とする。

(委員の委嘱)

第39条 各委員会の委員および委員長は会員の中から理事長が委嘱する。

第9章 会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第41条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が理事会の議決のもとに行う。

(事業計画および収支予算)

第42条 この法人の事業計画および収支予算を記載した書類については、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第43条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については定時社員総会に報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配）

第 44 条 この法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第 10 章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第 45 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 46 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 48 条 この法人の公告は、電子公告による。

第 12 章 補則

（細則等への委任）

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営のために必要な細則は、理事会または社員総会の決議により別に定める。